平成２６年（フ）第３００号
大分市末広町２丁目６番17号　朝日プラザ末広Ⅰ301
債務者　武本　孝信
1　決定年月日時　平成26年10月28日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年１月５日まで　大分地方裁判所民事第１部破産再生係

平成２６年（フ）第２６５号
宮崎市恒久南１丁目５番地２　宮本アパート102号
債務者　柿内　靖子
1　決定年月日時　平成26年10月29日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年１月５日まで　宮崎地方裁判所破産係

平成２６年（フ）第２７１号
宮崎市清武町今泉甲3667番地32、前住所宮崎市清武町木原3206番地７
債務者　鐙　　裕美
1　決定年月日時　平成26年10月29日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年１月５日まで　宮崎地方裁判所破産係

平成２６年（フ）第４５号
宮崎県串間市大字奈留6627番地１
債務者　中村富貴子
1　決定年月日時　平成26年10月28日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年１月５日まで　宮崎地方裁判所日南支部破産係

平成２６年（フ）第２７５号
鹿児島県鹿児島市桜ヶ丘３丁目６番地10　瀬戸口ハイムＢ棟105号
債務者　福永　一也
1　決定年月日時　平成26年10月29日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年１月５日まで　鹿児島地方裁判所民事第３部破産係

平成２６年（フ）第３１６号
鹿児島県鹿児島市中山１丁目14番17号　白石ビル302号
債務者　南城　知美
1　決定年月日時　平成26年10月29日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年１月５日まで　鹿児島地方裁判所民事第３部破産係

平成２６年（フ）第３３０号
鹿児島県鹿児島市皇徳寺台４丁目27番23―31号
債務者　川上　佳代
1　決定年月日時　平成26年10月29日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年１月５日まで　鹿児島地方裁判所民事第３部破産係

平成２６年（フ）第３３４号
鹿児島県鹿児島市中央町35番地13　301号
債務者　沖田ひろみ
1　決定年月日時　平成26年10月29日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年１月５日まで　鹿児島地方裁判所民事第３部破産係

平成２６年（フ）第３２号
沖縄県名護市字為又1220番地21　龍ハイツ706号
債務者　山城あやの
1　決定年月日時　平成26年10月28日午後２時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年１月５日まで　那覇地方裁判所名護支部

平成２６年（フ）第３３号
沖縄県国頭郡大宜味村字喜如嘉836番地
債務者　前田　宗治
1　決定年月日時　平成26年10月28日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年１月５日まで　那覇地方裁判所名護支部

平成２６年（フ）第３０３号
奈良県生駒郡斑鳩町阿波３丁目11番33号
債務者　石田　初江
1　決定年月日時　平成26年10月28日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年１月６日まで　奈良地方裁判所

平成２６年（フ）第１０１号
鳥取県米子市錦町３丁目31番地、前住所鳥取県米子市二本木455番地
債務者　長岡　幸惠
1　決定年月日時　平成26年10月29日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年１月６日まで　鳥取地方裁判所米子支部

平成２６年（フ）第４１号
島根県江津市後地町575番地４
債務者　小幡　勝信
1　決定年月日時　平成26年10月29日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年１月６日まで　松江地方裁判所浜田支部

平成２６年（フ）第４２号
島根県江津市後地町575番地４
債務者　小幡由美子
1　決定年月日時　平成26年10月29日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年１月６日まで　松江地方裁判所浜田支部

平成２６年（フ）第１２４号
広島県呉市郷原町787番地の４　301
債務者　堀越　美一
1　決定年月日時　平成26年10月29日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年１月６日まで　広島地方裁判所呉支部

平成２６年（フ）第１３２号
広島県呉市焼山西１丁目９番11号
債務者　河内　由美
1　決定年月日時　平成26年10月29日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年１月６日まで　広島地方裁判所呉支部

平成２６年（フ）第２１４号
沖縄県那覇市識名３丁目１番46号　ヒルズコートＡ５―Ｂ
債務者　瀬長ゆきの（旧姓舟浮・平良）
1　決定年月日時　平成26年10月27日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年１月６日まで　那覇地方裁判所民事第３部

平成２６年（フ）第２９３号
沖縄県那覇市牧志３丁目23番29号　ステーションギボ301
債務者　名嘉眞安子
1　決定年月日時　平成26年10月28日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年１月６日まで　那覇地方裁判所民事第３部